

Nagareyama Advertisement Rulebook

流山市広告物条例

ルールブック
～ルールと手続きの解説～

令和6年2月7日発行
流山市 都市計画課

流山市広告物条例の目的

流山市広告物条例（以下「市条例」）の目的は、屋外広告物法で掲げられている、「良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止」です。この目的のため、市条例は、広告物等について、必要な規制の基準を定めたものです。

市条例は、屋外広告物法に基づく屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に加えて、特定屋内広告物（p 2 参照）についても、屋外広告物と同様の効果目的を持っていることから、両者を総称した「広告物等」に関して必要な規制を定めたものです。

目次

Chapter 01 用語の定義 p 02

Chapter 02 手続き p 04

Chapter 03 広告物等の基準 p 05

Chapter 04 適用除外 p 12

Chapter 05 その他 p 16

付 録 流山市広告物条例規制地域図

【凡例】

条例 第〇〇条 …… 流山市広告物条例 第〇〇条

規則 第〇〇条 …… 流山市広告物条例施行規則 第〇〇条

1. 用語の定義

広告物等とは

条例 第4条

市条例では、屋外広告物法に基づく屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に加え、特定屋内広告物（本頁下部）を総称し、**広告物等**と呼びます。

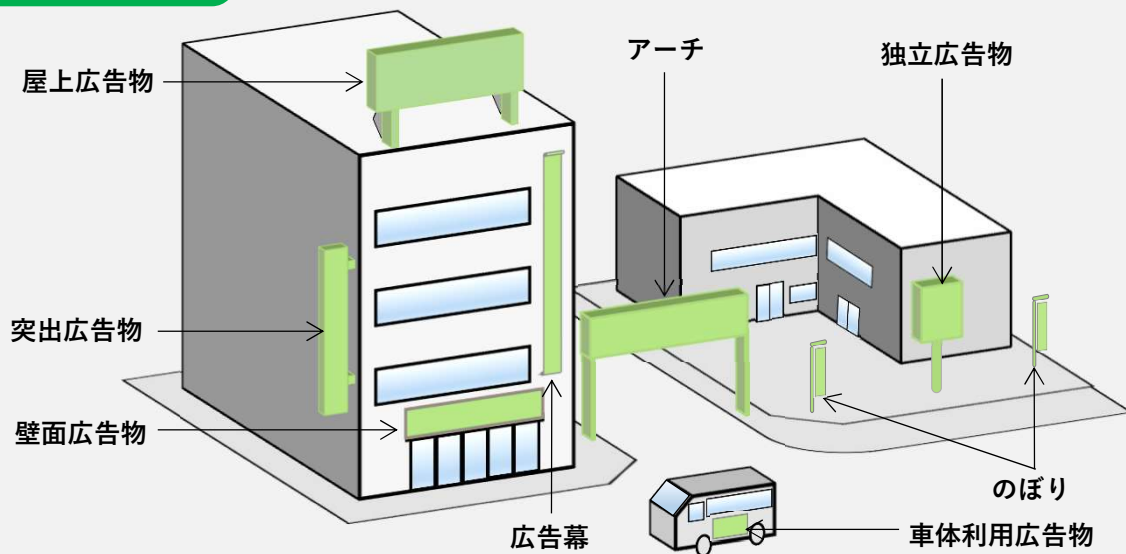
屋外広告物等とは

条例 第1条

屋外広告物等とは、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（広告板の板面やそれを支える柱等）のことをいいます。また、屋外広告物とは、次の要件を全て満たしているものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物の種類



特定屋内広告物とは

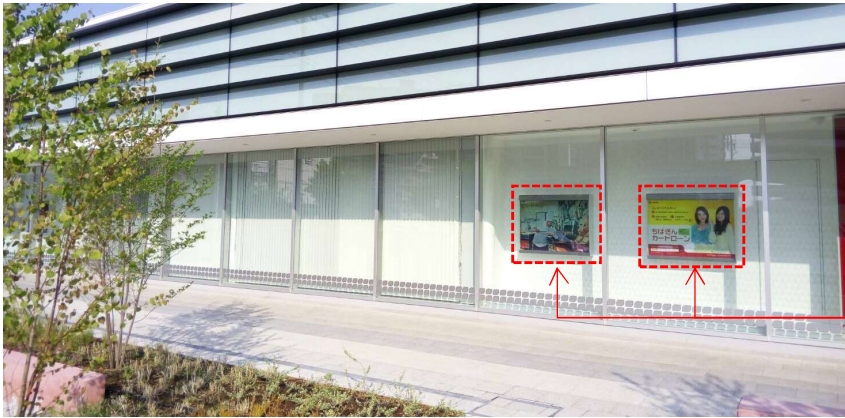
条例 第2条第1項

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うこととしています。

▶特定屋内広告物にあたらないものの例

車、衣類その他の商品を開口部に陳列した場合、実演販売のような**宣伝行為**を行う場合は、広告物ではないため、特定屋内広告物に該当しません。

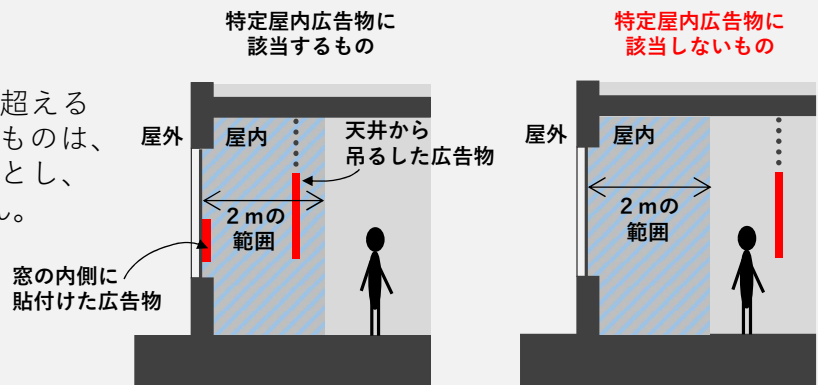


▶特定屋内広告物に該当する事例
(開口部の内側の面から屋外向けに表示したポスター)

特定屋内広告物

開口部の内側から2mの範囲

開口部の内側の面から2mを超える位置に屋内用として表示されるものは、屋内の人に対して表示するものとし、特定屋内広告物には該当しません。

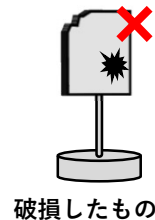


禁止屋外広告物等とは

条例第7条

禁止屋外広告物等とは、表示又は設置してはならない屋外広告物等をいいます。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 交通の安全を妨げるおそれのあるもの



禁止物件とは

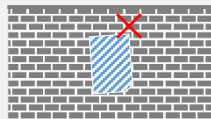
条例第9条

禁止物件とは、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない物件のことをいいます。市条例第9条では、禁止物件を定め、屋外広告物等を信号機、道路標識、街路樹等に表示又は設置することを禁止しています。これは、信号機等に屋外広告物等が表示又は設置されると、良好な景観を害するのみならず、信号機等の視認を妨げたり、見通し不良等が生じ、公衆に危害を与える恐れがあるためです。

禁止物件の例



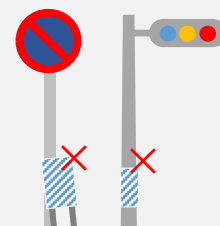
トンネル



道路の石垣・擁壁



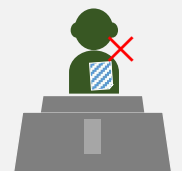
街路樹



道路標識・信号機

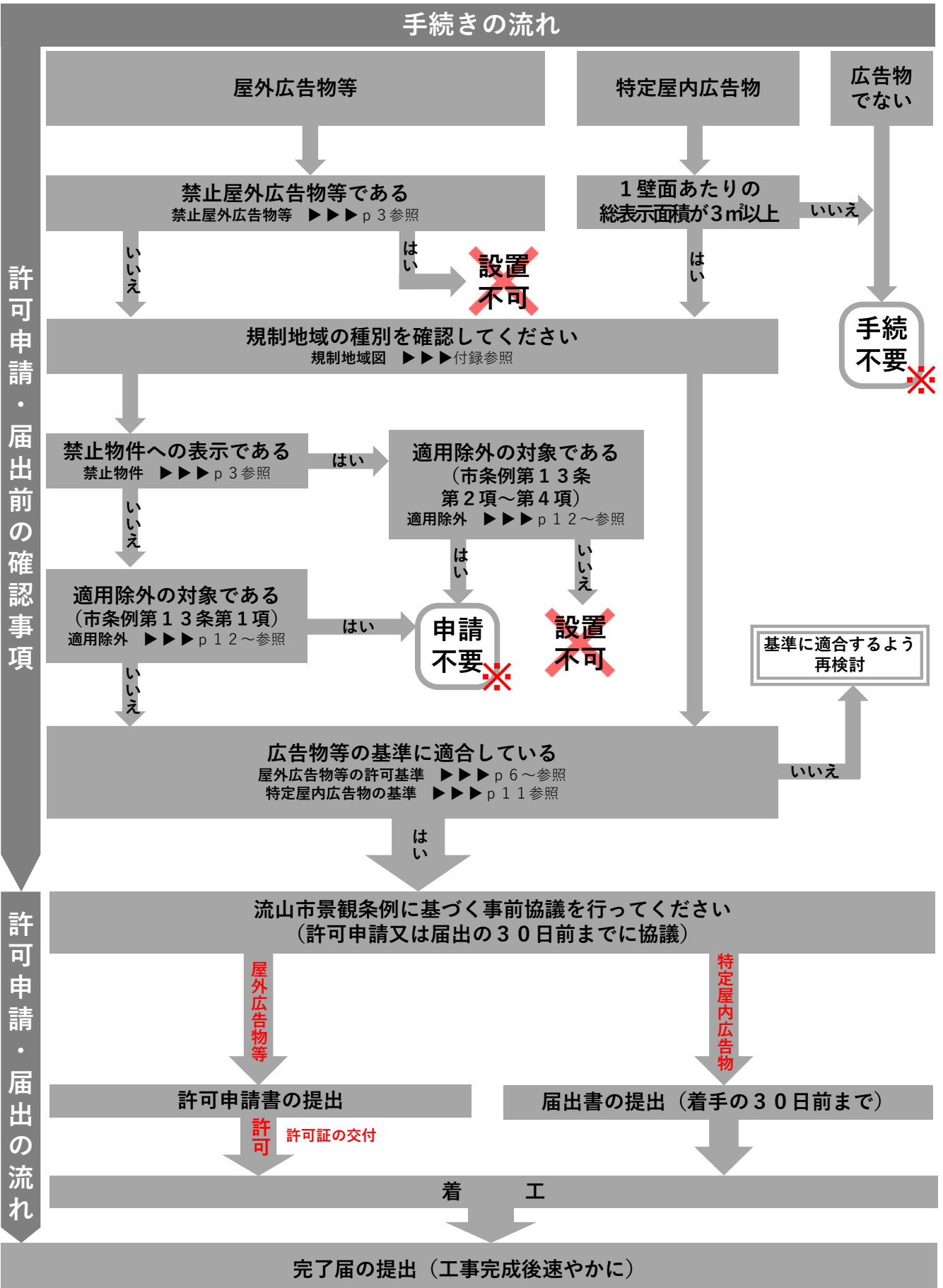


郵便ポスト



形像

2. 手続き



※・・・流山市景観条例（平成19年12月21日条例第48号。以下「景観条例」という。）の届出が必要となる場合があります。別途手続きが必要かどうか、ご確認ください。

3. 広告物等の基準

条例第8条

規則第2条, 別表第1

/ 条例第31条

規則第21条, 別表第4・5

条例第8条では、屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限の必要に応じ、地域を5つに区分し、地域の区分ごとに制限を定めることとしています。また、地域の区分ごとの具体的な制限内容は、規則の別表第1に定めています。

条例第31条では、特定屋内広告物の表示の制限を定めることとしています。

なお、屋外広告物等の許可基準には、全ての屋外広告物等に共通する「共通基準」と、種類ごとの「個別基準」があり、いずれも満たす必要があります。

広告物等の基準 = 屋外広告物等の許可基準 + 特定屋内広告物の基準



各規制地域のイメージ

条例第8条

第1種



第1種規制地域は、流山市景観計画（以下「景観計画」という。）における景観計画重点区域のうち、主に第1種低層住居専用地域及び市長が指定する区域であり、特に良好な景観の形成、風致の維持を図る、5つの地域の中で最も厳しい制限を受ける地域です。

第2種



第2種規制地域は、景観計画における景観計画重点区域以外の区域のうち、主に第1種低層住居専用地域であり、主に良好な住環境としての景観の形成、風致の維持を図る地域です。

第3種



第3種規制地域は、景観計画におけるつくばエクスプレス沿線整備区域、利根運河区域及び新川耕地区域のうち、第1種規制地域以外の地域であり、良好な景観の形成、風致の維持を図る地域です。

第4種

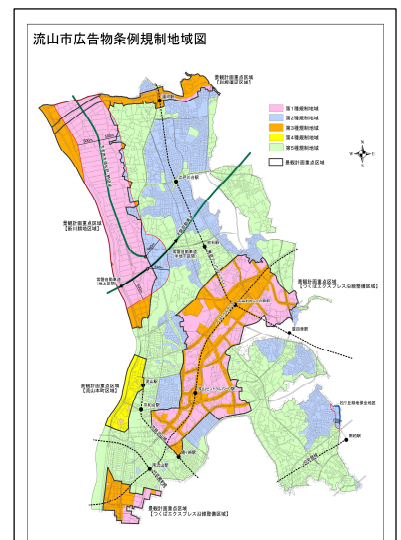


第4種規制地域は、流山本町区域の歴史的な景観の形成を図る地域です。

第5種



第5種規制地域は、第1種～第4種以外の地域であり、良好な景観の形成、風致の維持に努める地域です。



▶ 流山市広告物条例規制地域図
（巻末の「付録」に掲載しています。）

屋外広告物等の許可基準

条例第8条

規則第2条, 別表第1

共通基準

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
地色	黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
総表示面積 (1敷地当たり)	15 m ² 以下 (※1) (※2)	30 m ² 以下 (※1)	—		
表示面積1/2 以上の部分の 彩度(※3)	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
電光掲示板、液晶 等による屋外広告 物の表示面積	設置不可	表示面積：1 m ² 以下 高さ：1.5 m以下			
屋外広告物を 照らす照明	白色系(※4) 不可 点滅不可	—	白色系(※4) 不可 点滅不可	—	

※1・・・条例第8条第2項第2号オに規定する博物館及び病院にあっては50 m²以下。※2・・・流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては100 m²以下。

※3・・・JIS規格Z8721に定める彩度をいう。

※4・・・光源の色温度が4,000ケルビンを超えるものをいう。

個別基準

（★1）第1種～第4種の壁面・突出・屋上・独立広告物は下記のいずれかに限る。

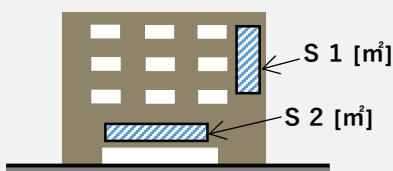
- ・自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に
表示し、又は設置する屋外広告物等（自己用広告物）
- ・道標(※5)及び案内図板
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等

★1		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
壁面 広告物	総表示面積 (1壁面ごとの 表示面積の合計)	壁面面積 (開口部除く。)の 1/10以下 かつ 5 m ² 以下(※6)	壁面面積 (開口部含む。)の 1/5以下 かつ 5 m ² 以下(※6)	壁面面積 (開口部除く。)の 1/10以下	壁面面積 (開口部含む。)の 1/5以下	
	開口部への設置	設置不可				
	突出幅	壁面の端から突き出さない。				

※5・・・「道標」とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものをいう。ただし、主たる表示内容が誘導を目的としないものは、この限りでない。

※6・・・軒高が7 mを超える建築物にあっては、10 m²以下。（流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては25 m²以下。）

総表示面積（第1種の場合）

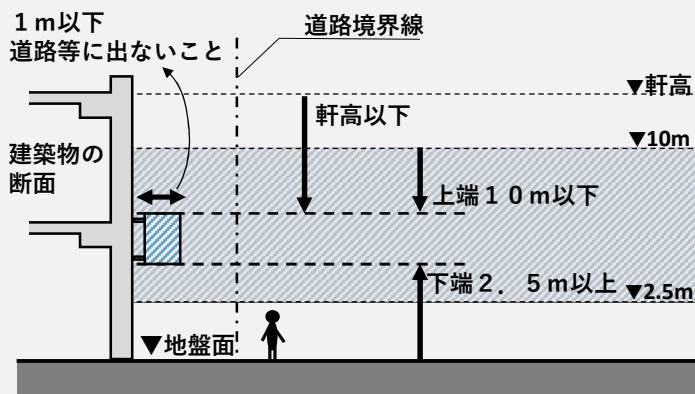
・・・壁面広告物の表示面積 [m²]・・・開口部を除いた壁面面積：w [m²]

【算定式】以下の①及び②を満たす必要があります。

①総表示面積 $S = S1 + S2 \leq w \times 1/10$ ②総表示面積 $S = S1 + S2 \leq 5 \text{ m}^2$ （※軒高が7 mを超える建築物にあっては、10 m²以下）

突出広告物	★1 (p 6 参照)	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	1 表示面積 (※7)	3 m ² 以下		—		
	地盤面からの 上端の高さ	軒高以下 かつ 7 m以下	軒高以下	軒高以下 かつ 10 m以下 下端の高さ 2.5 m以上	軒高以下 かつ 7 m以下 下端の高さ 2.5 m以上	軒高以下
	突出幅	壁面から1 m以下とし、かつ、道路等にはみ出さない。				
	表示個数 (建築物1棟当たり)	1 個まで	1 個まで (※8)			

高さ・突出幅 (第3種の場合)



※7・・・1表示面積とは、屋外広告物等の1面当たりの表示面積をいう。なお、屋外広告物等が円筒型、球形又はその表示面の数が5以上の場合並びに屋外広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。

※8・・・道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1個まで。

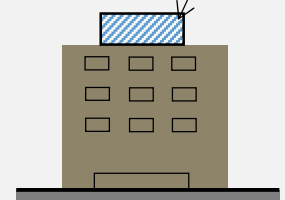
3. 広告物等の
基準

突出
屋上

屋上広告物	★1 (p 6 参照)	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	1 表示面積	設置不可	壁面の見附面積の1/5以下 かつ 5 m ² 以下	設置不可	設置不可	壁面の見附面積の1/5以下
	地盤面からの 上端の高さ		軒高の4/3以下			軒高の5/3以下 (※9)
	突出幅		壁面から突き出さない。			壁面から突き出さない。

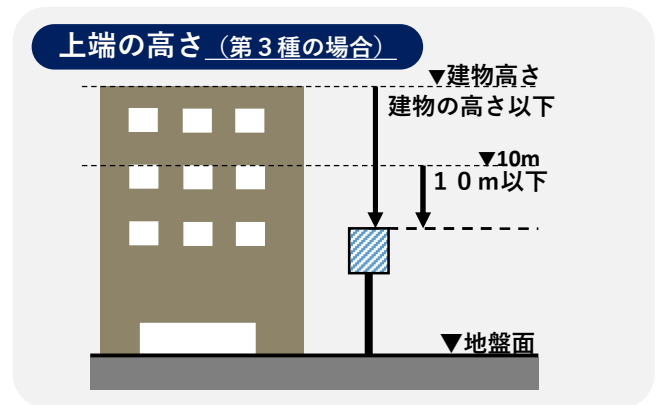
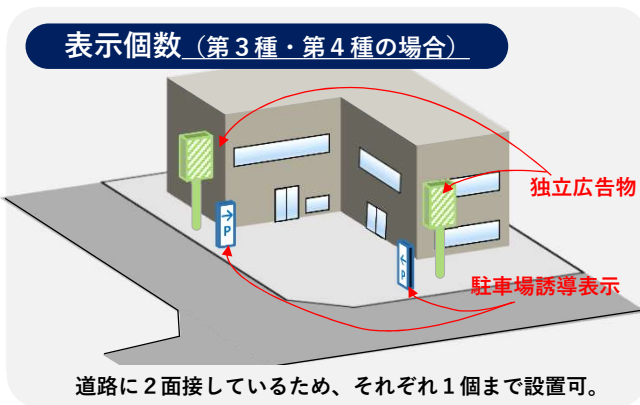
1 表示面積
(第2種の場合)

屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面（開口部含む）の見附面積（■部分）の1/5以下かつ5 m²以下



※9・・・軒高の5/3の高さが地上から10 mに満たない場合にあつては、地上から10 mまで。

		★ 1 (p 6 参照)		第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種
独立広告物	1 表示面積			3 m ² 以下		—		30 m ² 以下
	総表示面積			1 個当たりの 総表示面積は、 6 m ² 以下 (※10)	—	15 m ² 以下 (※10)	10 m ² 以下 (※10)	—
	上端の高さ			建築物の高さ以下 かつ 7 m 以下	7 m 以下	建築物の高さ以下 かつ 10 m 以下	建築物の高さ以下 かつ 7 m 以下	10 m 以下
	表示個数 (1 敷地当たり)			1 個まで (※11)	3 個 まで	1 個まで (※12)		—



- ※10・・・1 m²以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。ただし、第1種規制地域については、流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンに限る。
- ※11・・・(1) 敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで。(1 敷地当たり最大3 個まで)
(2) 流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては、駐車場等への誘導表示については、(1) に加え、敷地の出入口1箇所当たり2個まで表示し、又は設置することができる。
- ※12・・・(1) 敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで。
(2) 駐車場等への誘導表示については、(1) に加え、1 敷地当たり1 個まで表示し、又は設置することができる。ただし、敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1 個まで。

		第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種
アーチ	1 表示面積			15 m ² 以下		
	総表示面積	設置不可		30 m ² 以下		
	設置形態等の制限			国道及び県道には設置しない(※13)。		

- ※13・・・道路管理者が、支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

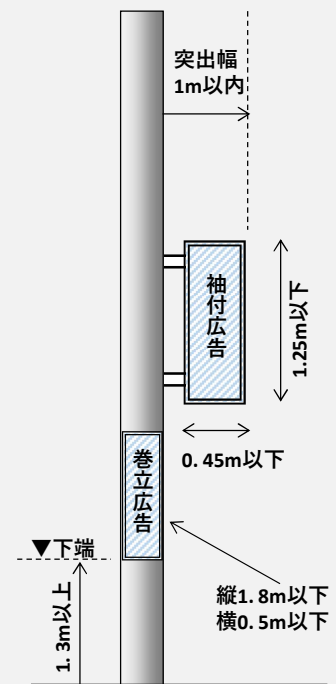
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
袖付広告	種別	道標（p 6の※5）に限る	—		
	大きさ	縦1.25m以下 横0.45m以下			
	突出幅	電柱等から1m以下			
	表示個数	1個まで			

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
塗装広告・巻立広告	種別	道標（p 6の※5）に限る	—		
	大きさ	縦1.8m以下 横0.5m以下			
	下端の高さ	地上から1.3m以上			
	柱一本当たりの表示面の数	2面以下（※14）			

※14・・・塗装広告と巻立広告を同時に表示しないこと。

袖付広告

塗装広告・巻立広告



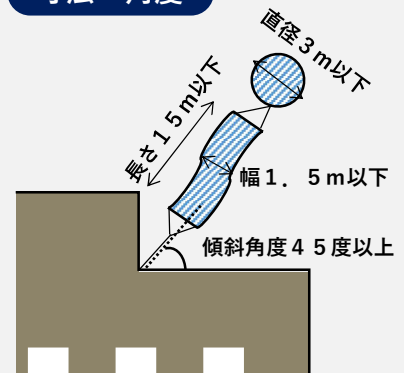
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
消火栓標識利用広告	種別	道標（p 6の※5）に限る	—		
	大きさ（1面当たり）	0.32㎡以下			
	突出幅	支柱から0.8m以下			
	柱一本当たりの表示面の数	2面以下			
	表示個数	1個まで			

面積・突出幅



	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
アドバルーン	気球の直径	3m以下			
	広告幕の幅	1.5m以下			
	広告幕の長さ	1.5m以下			
	地表面に対する傾斜角度	45度以上			

寸法・角度

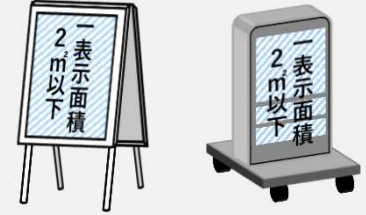


		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
 広告幕等 (※15)	広告物の 大きさ	設置不可			幅1.5 m以下 長さ1.5 m以下 (※16)	
	設置位置				非常用の進入口又は避難器具が設置された窓 その他の開口部(※17)を塞がず、かつ、 道路にはみ出さない。	

※15・・・幕、旗又はのぼりをいう。

※16・・・旗、のぼり及び横断幕にあっては、幅1.2 m以下、長さ1.0 m以下。

※17・・・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の6第2号に規定する窓その他開口部に限る。

		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
 立看板等	大きさ (一表示面積)	設置不可			2 m ² 以下	
					大きさ 	

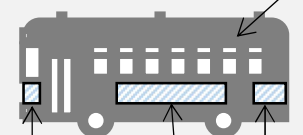
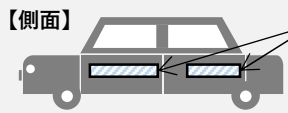
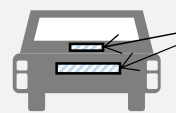
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
 貼り紙・ 貼り札等	大きさ	設置不可			貼り紙の表示面積：1 m ² 以下 貼り札の表示面積：0.5 m ² 以下 (※18)	

※18・・・容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。

		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
 鉄道車両・自動車を利用する 屋外広告物	鉄道車両・バス等 (※19)	1車体当たりの総表示面積が、車体の表面積(底部の面積を除く。)の 3/10以下(※20) 前部又は窓その他のガラス部分には表示しない(※20)。				
	自動車 (バス等・広告宣伝 自動車を除く)	1側面における総表示面積が1.8 m ² 以下、かつ、後面における総表示面積 0.6 m ² 以下(※20) 前部又は上部には表示しないこと(※20)。				

※19・・・「バス等」とは、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に掲げる人の輸送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車のことをいう。

※20・・・条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等は、この限りでない。

バス		普通自動車
車体の表面積：B(m ²)  S1(m ²) S2(m ²) S3(m ²) (算定式) 総表示面積 $S = S1 + S2 + S3$ $\leq B \times 3/10$		【側面】  合わせて1.8 m ² 以下 【後面】  合わせて0.6 m ² 以下

特定屋内広告物の基準

条例 第 3 1 条

規則 第 2 1 条, 別表 第 4 ・ 5



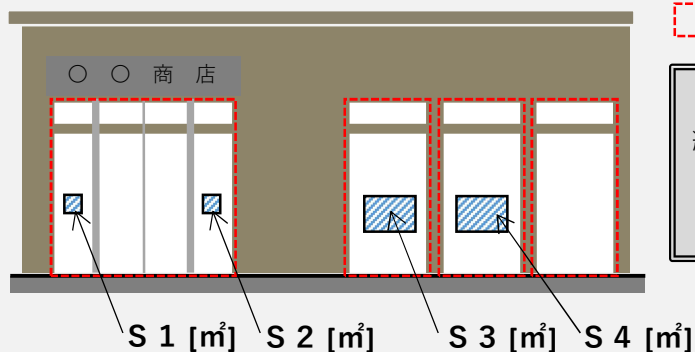
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種
周辺環境との調和	周辺環境や建築物と調和すること。	—	周辺環境や建築物と調和すること。	—	—
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
表示面積 1 / 2 以上の部分の彩度	6 以下	10 以下	8 以下	6 以下	10 以下
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	設置不可	表示面積：1 m ² 以下 高さ：1.5 m 以下			
特定屋内広告物を照らす照明	白色系（p 6 の※ 4）不可 点滅不可				
広告物の種類	※ 2 1	—	※ 2 1	—	—
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の 1/5 以下	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の 2/5 以下	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の 1/5 以下	—	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、1 壁面につきその開口部の面積の合計の 2/5 以下

※ 2 1・・・下記のいずれかの特定屋内広告物であること。

- 1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する特定屋内広告物
- 2) 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する特定屋内広告物

※特定屋内広告物の規定は、2020年4月1日より施行。

総表示面積


 ... 特定屋内広告物の表示面積 [m²]

 ... 開口部の面積の合計：W [m²]

【算定式】

$$\text{総表示面積 } S = S 1 + S 2 + S 3 + S 4$$

$$(\text{第 1} \cdot \text{3} \cdot \text{4 種の場合}) S \leq W \times 1/5$$

$$(\text{第 2} \cdot \text{5 種の場合}) S \leq W \times 2/5$$

特定屋内



4. 適用除外

条例第13条

規則第10条, 別表第3

適用除外とは、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、掲出目的、表示面積などの一定の基準に適合する場合に限って、各規制地域における屋外広告物の表示又は設置に対する制限や許可申請の対象から除外するものです。

また、適用除外の基準には、全ての屋外広告物等に共通する「共通基準」と、種類ごとの「個別基準」があり、適用除外を受けるためには、これら両方の基準を満たす必要があります。

共通基準

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
安全の確保	信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。				
意匠	表示、設置する建築物等のデザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同系色とすること。また、表示、設置する建築物等や周辺環境と調和したデザインとすること。				
表示面積1／2以上の部分の彩度	周辺環境や建築物等と調和していること。				
電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置不可		表示面積：1㎡以下 高さ：1.5m以下		
屋外広告物を照らす照明	白色系（p6の※4）不可、点滅不可	—	白色系（p6の※4）不可 点滅不可	—	—

個別基準

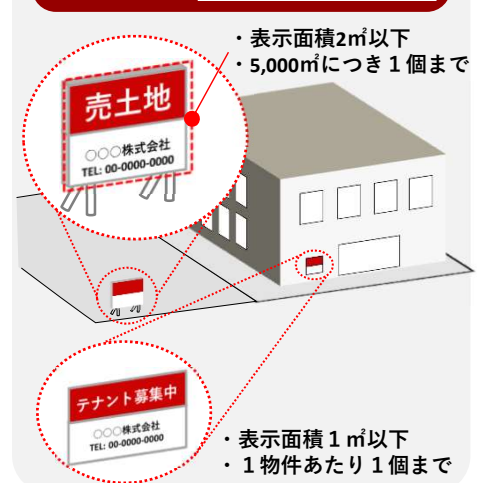
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等

条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
土地を管理するためのもの	数	5,000㎡につき1個まで	3,000㎡につき1個まで		
	表示面積	1個当たり2㎡以内	1個当たり3㎡以内		
物件を管理するためのもの	数	1物件あたり1個まで（※22）			
	表示面積	1個当たり1㎡以内			

※22・・・敷地が道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで。

数・表示面積（第1種・第2種の場合）

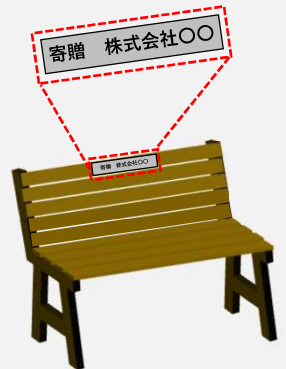


公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物

条例第13条第1項第9号イに掲げる屋外広告物

		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
表示できる面数		2面以内				
一表示面積	表示面の投影面積が2㎡以下のもの	表示面の投影面積の1/4以下				
	表示面の投影面積が2㎡を超えるもの	表示面の投影面積の1/2以下				
総表示面積	表示面の投影面積が2㎡以下のもの	0.1㎡以下				
	表示面の投影面積が2㎡を超えるもの	0.5㎡以下				

【適用除外例】
寄贈した企業名をベンチに表示



自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等

適用除外を受けることのできる一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積の最高限度が規制地域ごとに異なります。

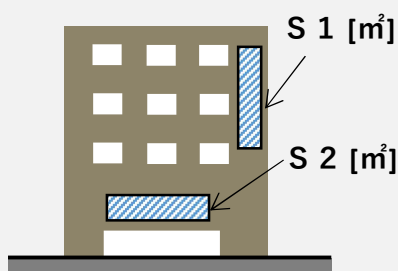
第1種・第2種に共通する事項(★2) 一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積は1.5㎡以下とすること。

第3種～第5種に共通する事項(★3) 一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積は2.0㎡以下とすること。

		★2		★3		
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
壁面広告物	総表示面積 (一壁面ごとの表示面積の合計)	壁面面積 (開口部を 除く 。)の 1/10以下 かつ 5㎡以下(※23)	壁面面積 (開口部を 含む 。)の 1/5以下 かつ 5㎡以下(※23)	壁面面積 (開口部を 除く 。)の 1/10以下 (※23)		壁面面積 (開口部を 含む 。)の 1/5以下
	開口部への設置	設置不可				
	突出幅	壁面の端から突き出さない。				

※23・・・軒の高さが7mを超える建築物にあっては、1.0㎡以下。

総表示面積(第1種の場合)



■■■■表示面積 [㎡]

■■■■開口部を除いた壁面面積 : w [㎡]

【算定式】以下の①及び②を満たす必要があります。

①総表示面積 $S = S1 + S2 \leq w \times 1/10$

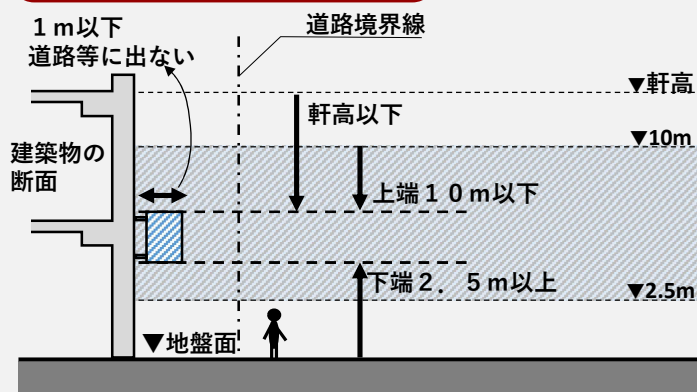
②総表示面積 $S = S1 + S2 \leq 5 \text{㎡}$ (※軒の高さが7mを超える建築物にあっては、1.0㎡以下)

★3 (p 13 参照)

★2
(p 13 参照)

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1 表示面積	3 m ² 以下		—		
地盤面からの上端の高さ	軒高以下 かつ 7 m以下	軒高以下	軒高以下 かつ 10 m以下 下端の高さ 2.5 m以上	軒高以下 かつ 7 m以下 下端の高さ 2.5 m以上	軒高以下
突出幅	壁面から1 m以下、かつ道路等にはみ出さない。				
表示個数 (建築物等1棟 当たり)	1 個まで	1 個まで (※24)			

高さ・突出幅 (第3種の場合)

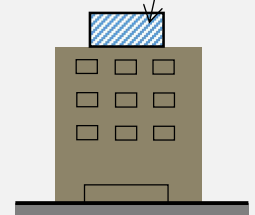


※24・・・道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1個まで。

★3 (p 13 参照)

★2
(p 13 参照)

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1 表示面積	適用除外なし	壁面の見附面積の1/5以下 かつ 5 m ² 以下	適用除外なし	適用除外なし	壁面の見附面積の1/5以下
地盤面からの上端の高さ	適用除外なし	軒高の4/3以下	適用除外なし	適用除外なし	軒高の5/3以下 (※25)
突出幅	適用除外なし	壁面から突き出さない。	適用除外なし	適用除外なし	壁面から突き出さない。

1 表示面積
(第2種の場合)屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面（開口部含む）の見附面積（■部分）の1/5以下かつ5 m²以下

※25・・・軒高の5/3の高さが地上から10 mに満たない場合にあっては、地上から10 m以下。

★3 (p 13 参照)

★2
(p 13 参照)

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1 表示面積	3 m ² 以下		10 m ² 以下		
総表示面積	1 個当たりの総表示面積は6 m ² 以下	—	15 m ² 以下	10 m ² 以下	—
上端の高さ	建築物の高さ以下 かつ、7 m以下	7 m以下	10 m以下	建築物の高さ以下 かつ、7 m以下	10 m以下
表示個数 (1 敷地当たり)	1 個まで (※26)	3 個まで	1 個まで (※26)		3 個まで

※26・・・道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個まで。

工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物

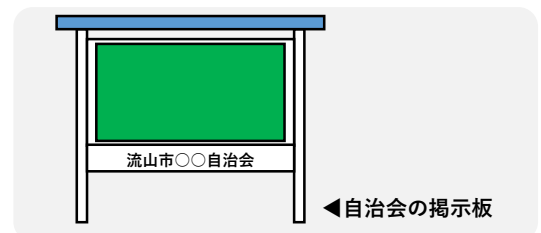
条例第13条第1項第9号エに掲げる屋外広告物

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないもの。				

自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板

条例第13条第1項第9号オに掲げる屋外広告物等

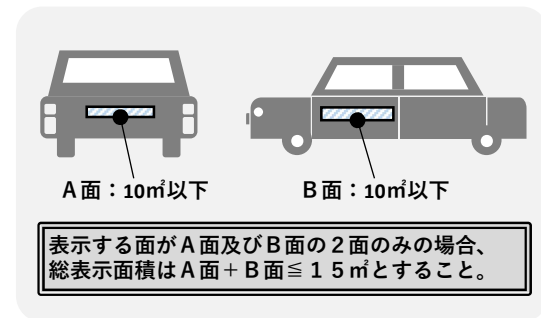
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1 表示面積	3 m ² 以下				
上端の高さ	4 m以下				



自己の氏名、名称等を鉄道車両及び自動車に表示する場合

条例第13条第1項第11号イに掲げる屋外広告物等

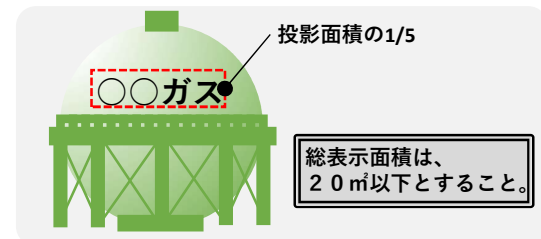
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
表示面積 (1車両の1面当たり)	10 m ² 以下				
総表示面積 (1車両当たり)	15 m ² 以下				



自己の氏名、名称等を鉄塔及びタンク等に表示する場合

条例第13条第2項第2号に掲げる屋外広告物等

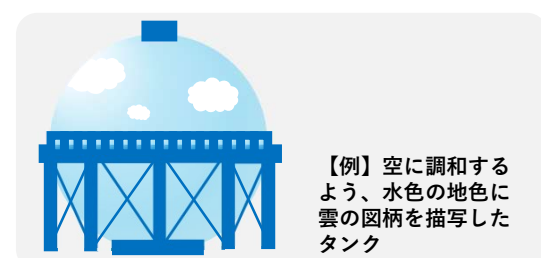
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
1表示面積	表示面の1/5以下				
総表示面積	20 m ² 以下		40 m ² 以下		



煙突、タンク等に表示する場合

条例第13条第2項第3号に掲げる屋外広告物等

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないもの。				



5. その他

責 務

・ 広告物等を表示し、又は設置する者の責務

条例第5条

広告物等を表示し、又は設置する者は、市条例及び施行規則に定める基準に適合するよう、自らの責任において広告物等を表示・設置しなければなりません。

・ 広告主の責務

条例第6条

広告主（広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者をいう。）は、屋外広告業者に広告物等の表示・設置を委託している場合であっても、広告物等の表示・設置行為が市条例の定めるところにより適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

許可の有効期間

条例第12条

規則第8条, 別表第2

時間の経過によって、老朽化、退色、塗料等がはく離して景観や風致を害するものとなったり、材料の腐食、ボルトの緩み等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれがあるため、許可の有効期間を定めています。

建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等		3年以内
アーチ		3年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物		1年以内
アドバルーン		1月以内
幕、旗又はのぼり		1月以内
立看板等	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内
	その他の立看板	1年以内
貼り紙		1月以内
貼り札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内
	その他の貼り札	1年以内
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内

・ 許可の更新

許可期間満了後も引き続き、屋外広告物等を表示・設置する場合は、許可の更新を受けなければなりません。許可の更新をせずに、許可期間満了後も屋外広告物等を表示・設置した場合は、表示・設置の停止等の措置命令の対象となります。

義 務

・許可の表示

条例第15条

条例に基づく許可を受けた者は、当該許可の期間中、規則で定めるところにより、屋外広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければなりません。



▲許可証

・管理義務

条例第17条

広告物を表示・設置する者又は管理する者は、当該屋外広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。

・大規模な屋外広告物等の管理

条例第18条

規則第12条・第13条

高さが4 m又は1面当たりの表示面積が10 m²以上の屋外広告物等については、次のいずれかの資格を有する者に管理を行わせなければなりません。

- ・千葉県屋外広告業の登録をした者
- ・屋外広告士
- ・一級建築士
- ・特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る）

・除却義務

条例第19条

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は表示・設置する必要がなくなったときは、屋外広告物等を除却しなければなりません。

また、除却したときは遅滞なく、その旨を市長あてに届け出なければなりません。

・事前協議の義務

条例第30条

条例第32条

本市における広告物等は、景観の重要な構成要素であることから、景観行政と屋外広告物行政の一体性を高めるため、下記のいずれかを提出する30日前までに、景観条例の定めるところにより、事前協議しなければなりません。

- ① 屋外広告物等の表示又は設置に関する許可の申請
- ② 屋外広告物等の変更又は改造に関する許可の申請
- ③ 特定屋内広告物の表示又は変更の届出

違反広告物等に対する措置（屋外広告物等）

・許可の取り消し

条例第16条

許可を受けずに変更や改造を行ったとき、許可の条件に違反したとき、措置命令に違反したとき、また、虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたときは、許可を取り消すことがあります。

・措置命令

条例第20条

条例に違反する屋外広告物等について、屋外広告物等の設置者又は管理者に対し、除却その他必要な措置を命ずることがあります。

なお、違反広告物が貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等であるときは、市長が自ら（除却を命じた者若しくは委託した者を含む）除却する場合があります。

・立入検査等

条例第27条

屋外広告物等の設置者又は管理者に対し、条例を施行するため必要な限度において、報告を求めたり、その屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立入り、屋外広告物等の検査をすることがあります。

・罰則

条例第38条

禁止屋外広告物等を表示又は設置したとき、禁止物件に表示又は設置した者、措置命令に違反した者、又は立入検査等を拒む者等は、50万円以下の罰金が科せられることがあります。

違反広告物等に対する措置（特定屋内広告物）

条例第33条

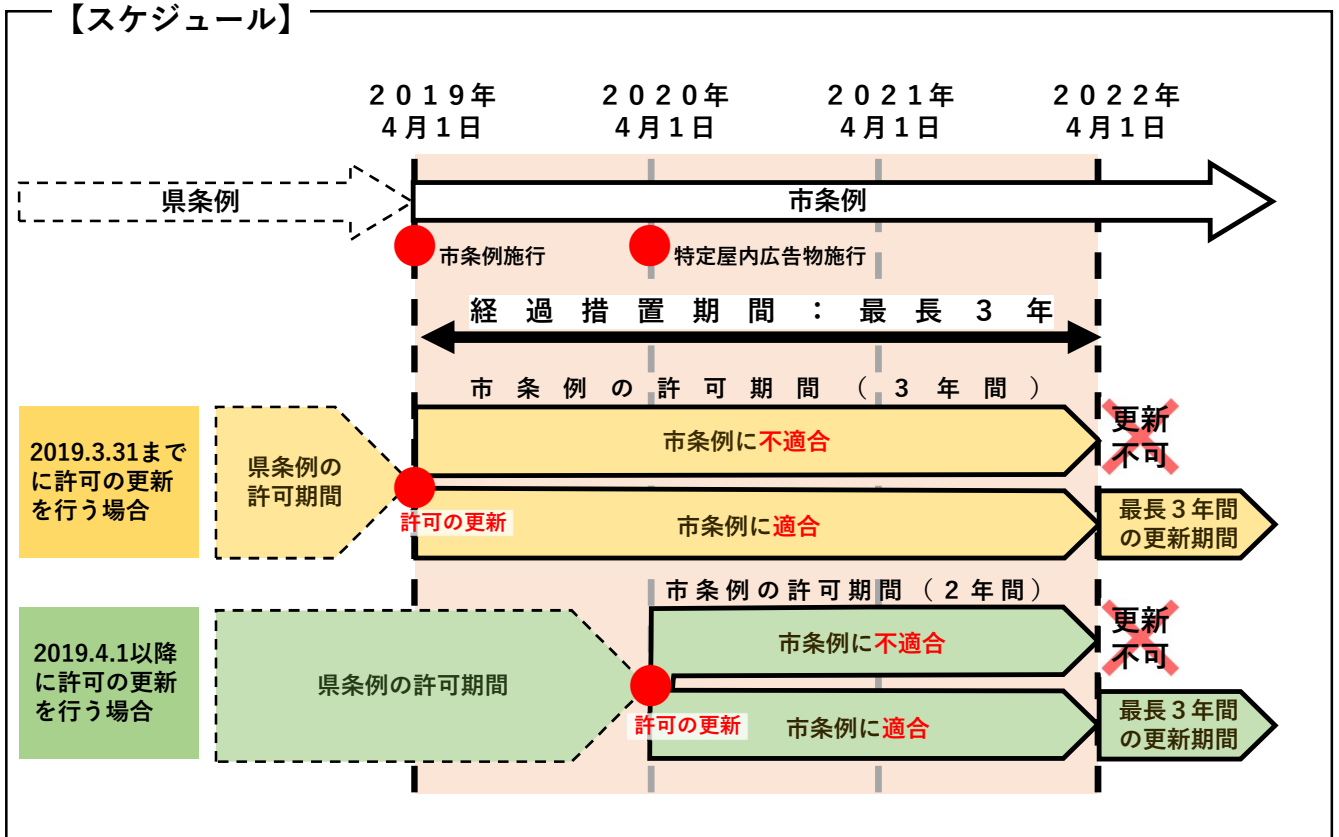
届出内容が特定屋内広告物の表示の制限（市条例第31条）に適合しないと認められる場合や届出がない場合は、計画の変更やその他必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行います。助言又は指導に従わない場合は、勧告や公表をすることがあります。

経過措置

条例附則第2項～第6項

市条例が施行されたことにより、県条例において許可されている屋外広告物等で、許可基準が変わることにより不適合となるものに対して、新しい許可基準に適合させるための移行期間を設けるものです。期間は最長で条例の施行日から3年間です。（※経過措置期間は、2022年4月1日で終了しました。）

【スケジュール】



流山市広告物条例に関するWEBサイト

本書・条例本文・申請様式等のPDFデータは流山市WEBサイトより、ダウンロードできます。

流山市 広告物条例

検索

※流山市WEBサイトのトップページから下記の順で進んでいただいても、広告物条例のWEBページを閲覧することができます。
ページの位置：トップページ＞市政情報＞市の方針・計画＞都市整備に関する計画＞広告物条例

参考資料



流山市広告物条例ガイドライン

(流山市WEBサイトからダウンロードできます。)

広告物等は、景観を形成する要素の一つであり、その色や大きさ、配置といった広告物等の見せ方によっては景観の良し悪しを左右する、重要な要素です。

本ガイドラインは、良好な景観の形成に寄与する広告物等に共通するキーワードを中心に、流山市における広告物等のよりよい見せ方について解説したものです。ぜひ、広告事業関係の方のみならず、市民の皆様もご一読ください。



オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック

(国土交通省WEBサイトからダウンロードできます。)

屋外広告物適正化推進委員会が事業者・広告主の方に向けて作成した、「看板の安全管理ガイドブック」には、屋外広告物等の点検ポイントが具体的に分かりやすく記載されています。定期点検の他、日頃のお手入れの際に、ぜひご活用ください。

関係団体

・千葉県屋外広告美術協同組合

住所 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-10-17-205

TEL 043-225-7911 FAX 043-225-7955

Mail info@chikoubi.com

流山市広告物条例に関する相談窓口

・流山市 都市計画課

住所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6087 (直通) FAX 04-7158-9777

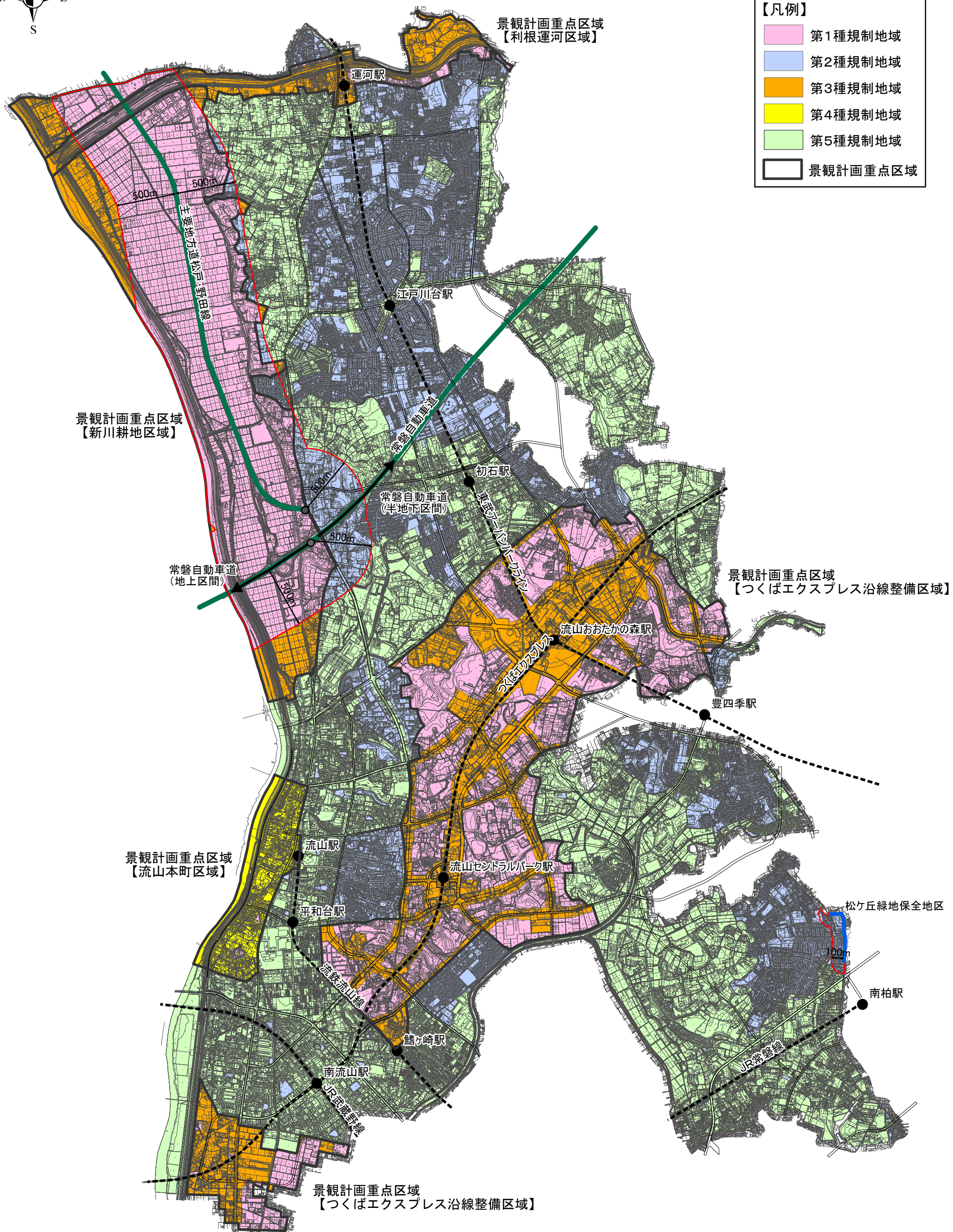
Mail toshihei@city.nagareyama.chiba.jp

発行履歴

- (1) 平成31年3月13日 (当初発行)
- (2) 令和6年2月7日 (令和6年2月1日 規則の改正による)

付 録

流山市広告物条例規制地域図



※各規制地域の根拠条文は別紙のとおり。

別紙

【流山市広告物条例 抜粋】

(地域区分ごとの表示等の制限)

第8条 屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限する必要に応じ、本市の地域、区域又は場所を第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域、第4種規制地域及び第5種規制地域に区分し、これらの地域の区分ごとの制限の内容は、規則で定める。

2 第1種規制地域は、次の各号のいずれにも該当する地域、区域又は場所とする。

(1) 流山市景観条例第7条第1項に定める景観計画重点区域（以下「景観計画重点区域」という。）

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区

イ 高速自動車国道の区域、道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域
ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

エ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園

オ 官公署、図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館（当該博物館の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）、社会教育法第20条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法第1条の5第1項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地
カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

3 第2種規制地域は、景観計画重点区域以外の区域のうち、前項第2号に掲げる地域、区域及び場所とする。

4 第3種規制地域は、景観計画重点区域（次に掲げる区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

(2) 新川耕地区域

(3) 利根運河区域

5 第4種規制地域は、景観計画重点区域（流山本町区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

6 第5種規制地域は、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域以外の地域、区域及び場所とする。

【平成31年3月1日 流山市告示第14号】

(流山市広告物条例第8条第2項第2号の指定する地域等)

1 流山市広告物条例第8条第2号イの道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域

主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路面

2 流山市広告物条例第8条第2号ウの道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

高速自動車国道常磐自動車道の流山市内の区間、及び主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路端から500メートル以内の展望できる区域

3 流山市広告物条例第8条第2号カの市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

平成元年千葉県告示第323号に定める松ヶ丘緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域